

一般財団法人米沢市スポーツ協会 定 款

平成26年9月4日 作 成

平成26年9月9日 定款認証

平成26年10月1日 法人設立

令和元年5月31日一部改訂

令和7年5月29日一部改訂

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人米沢市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県米沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、米沢市におけるスポーツの振興と市民の健康及び体力の保持増進を図り、スポーツを通して健康で活力に満ちた社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツに関する基本方針を確立すること。
- (2) スポーツに親しむ、スポーツを楽しむ、スポーツを支える活動に関すること。
- (3) 米沢市の体育スポーツに関する事業に協力すること。
- (4) 国民スポーツ大会等への選手派遣に関すること。
- (5) 市総合スポーツ大会並びに各種スポーツ大会の開催に関すること。
- (6) 体育功労者及び優秀選手の表彰に関すること。
- (7) 加盟団体の指導並びに強化発展と相互の連絡融和を図ること。
- (8) 社会体育指導者の育成及びスポーツ教室等各種スポーツの普及事業に関すること。
- (9) 体育並びにレクリエーション行事の企画、運営に関すること。
- (10) スポーツ少年団の育成に関すること。
- (11) スポーツ及び体育施設の整備並びに調査研究に関すること。
- (12) その他この法人の目的達成に必要な事業を行うこと。

第3章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第5条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 米沢市内におけるスポーツを各競技別に統括する団体であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟競技団体」という。）

- (2) 米沢市内におけるスポーツを各地区別に総合的に統括する体育協会等であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟地区体育協会」という。）
- (3) 米沢市内における学校スポーツを総合的に統括する団体であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟学校団体」という。）
- (4) 前3号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの

（加盟）

第6条 前条の加盟団体になろうとする団体は、理事会及び評議員会において総理事及び総評議員の過半数の同意を得て加盟することができる。

- 2 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

（脱退）

第7条 第5条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得なければならない。

- 2 この法人は、第5条の加盟団体が第5条に規定する資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

（加盟及び脱退等必要事項）

第8条 前3条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、別に定める。

（賛助会員）

第9条 この法人に賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員に関する必要事項は、理事会の決議を得て、別に定める。

第4章 資産及び会計

（設立者及び財産の拠出）

第10条 設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額は以下のとおりとする。

氏 名	米沢市	住 所	米沢市金池五丁目2番25号
財 産	金 銭	価 額	金300万円

（基本財産等）

第11条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な前条の財産は、この法人の基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産をいう。
- 4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事（以下「会長」という）が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第15条 この法人に評議員3名以上60名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第18条 評議員の報酬等は、無償とする。

第6章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の互選により選出する。
- 3 評議員会には、会長、副会長、業務執行理事も出席するものとする。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長並びに出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長とし、必要に応じて専務理事1名及び常務理事5名以内を置くことができる。また、本役員をもって常任理事会を組織する。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第31条 役員報酬等は、業務執行に応じ支給するものとする。

但し、金額については財務状況を見据えた上で常任理事会にて決定する。

第8章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ指定した理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会長及び出席した監事が、前項の議事録に記名押印する。

第9章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第37条 この法人に名誉会長1名、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の会長又は副会長であった者及びスポーツ、体育に功労があった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 参与は、この法人の理事、監事、評議員であった者及びスポーツ、体育に識見を有する者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は、この法人の重要事項について、会長の諮問に応じ、又理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第38条 この法人に理事会の議決を経て、第4条に定める事業を遂行するために必要な専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会の名称、目的、組織、その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。なお、事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(解 散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補 則

(最初の事業年度)

第44条 この定款は、この法人の設立登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第45条 本定款に定めのない事項については、法人法その他法令の定めるところによる。

- 2 法令等の定めがないもので、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時の評議員等)

第46条 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者が選任する。

- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般財団法人米沢市体育協会の設立のため、本定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成26年9月4日

設立者 米沢市

米沢市長 安部 三十郎

別表 基本財産（第10条関係）

基本財産 金銭 金300万円

附則

第1条改正

- 1 令和 元年 5月31日改正
- 2 令和 2年 4月 1日施行
- 3 令和 7年 5月29日改訂
- 4 令和 7年 5月30日施行